



茨城県報

第 1 3 4 4 号

平成14年 3 月 7 日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則（地方課）…………… 2

（公 安 委 員 会）

●茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則…………… 2

●茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の
少年が通常利用する施設を定める規則…………… 2

●茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等に関する条例の施行期日を定める規則…………… 4

●茨城県テレホンクラブ等営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則…………… 4

告 示

●救急告示病院の認定（医療整備課）……………17

●救急医療協力病院の所在地の変更（医療整備課）……………17

●指定居宅サービス事業者の変更（高齢福祉課）……………17

●大規模小売店舗の変更の届出（商業流通課）……………17

●茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正（農業経済課）……………19

●知事が指定する資金の種類及び利子補給率の一部改正（農業経済課）……………19

●換地計画の決定（2 件）（農地整備課）……………19

●建設業法による営業停止処分（監理課）……………20

●道路の区域の変更（3 件）（道路維持課）……………20

●道路の供用の開始（2 件）（道路維持課）……………22

●都市計画事業の認可（公園街路課）……………23

●指定金融機関及び収納代理機関の一部改正（出納第一課）……………23

（選 挙 管 理 委 員 会）

●選挙管理委員会第 3 回定例会の招集……………23

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）……………24

●茨城県林業展示施設の指定（林政課）……………24

（ 企 業 局 ）

●阿見東部工業団地の造成工場敷地の譲受人の公募について……………25

規 則

茨城県規則第 8 号

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県市町村振興資金貸付規則（昭和43年茨城県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 2 号ア中「資金運用部資金法」を「財政融資資金法」に、「資金運用部資金に係る普通地方長期資金の貸付利率（以下「資金運用部貸付利率」という。）による」を「財政融資資金に係る普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第 2 項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率（以下「財政融資資金貸付利率」という。）のうち、元利均等半年賦償還の方法による場合で貸付期間を 9 年を超え10年以内とし、及び据置期間を 1 年以内として設定したときの貸付利率とする」に改め、同号イ（ア）及び（イ）中「資金運用部資金貸付利率」を「財政融資資金貸付利率のうち、利率の見直しのない元利均等半年賦償還の方法による場合で貸付期間を14年を超え15年以内とし、及び据置期間を 1 年以内として設定したときの貸付利率」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨城県市町村振興資金貸付規則の規定により貸し付けている貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

### 茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成14年 3 月 7 日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成13年茨城県条例第 67号）の施行期日は、平成14年 4 月 1 日とする。

~~~~~  

茨城県公安委員会規則第 3 号

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則を次のように定める。

平成14年 3 月 7 日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第12条の 5 の規定に基づく多数の少年が通常利用する施設を定める規則

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和13年茨城県条例第67号）第12条の5の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定により文部科学大臣又は茨城県教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項又は第2項の規定により設置された職業能力開発校のうち青少年を入学させるもの
- (3) 次の表に掲げる施設

種類	名 称	位 置
県 の 施 設	茨 城 県 立 青 少 年 会 館	水 戸 市
	茨城県立里美野外活動センター	久 慈 郡 里 美 村
	茨城県立白浜少年自然の家	行 方 郡 麻 生 町
	茨城県立中央青年の家	新 治 郡 新 治 村
	茨城県立さしま少年自然の家	猿 島 郡 境 町
市 町 村 の 施 設	水 戸 市 少 年 自 然 の 家	水 戸 市
	水戸市梅香勤労青少年ホーム	水 戸 市
	水戸市五軒勤労青少年ホーム	水 戸 市
	茨城町立青少年共同宿泊研修所	東茨城郡茨城町
	御前山村青少年旅行村	東茨城郡御前山村
	笠間市勤労青少年ホーム	笠 間 市
	岩間町海洋センター	西茨城郡岩間町
	ひたちなか市那珂湊勤労青少年ホーム	ひ ち ち な か 市
	ひたちなか市勝田勤労青少年ホーム	ひ ち ち な か 市
	家 和 楽 青 少 年 の 家	那 珂 郡 山 方 町
	水 府 海 洋 セ ン タ ー	久 慈 郡 水 府 村
	日 立 市 会 瀬 青 少 年 の 家	日 立 市
	日 立 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	日 立 市
	高 萩 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	高 萩 市
	北茨城市立茜平青少年の家	北 茨 城 市
	北茨城市 B & G 海洋センター	北 茨 城 市
	玉造町 B & G 海洋センター	行 方 郡 玉 造 町
	竜ヶ崎市勤労青少年ホーム	竜 ヶ 崎 市
	い な し き 青 年 の 家	稲 敷 郡 桜 川 村
	土 浦 市 青 少 年 の 家	土 浦 市
	土 浦 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	土 浦 市
	石 岡 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	石 岡 市
	石 岡 海 洋 セ ン タ ー	石 岡 市
千代田町勤労青少年ホーム	新 治 郡 千 代 田 町	
千代田海洋センター	新 治 郡 千 代 田 町	
小川町 B & G 海洋センター	東茨城郡小川町	

玉 里 海 洋 セ ン タ ー	新 治 郡 玉 里 村
下 妻 ふ る さ と 博 物 館	下 妻 市
下 妻 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	下 妻 市
八 千 代 海 洋 セ ン タ ー	結 城 郡 八 千 代 町
水 海 道 市 青 少 年 の 家	水 海 道 市
水 海 道 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	水 海 道 市
結 城 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	結 城 市
古 河 歴 史 博 物 館	古 河 市
古 河 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	古 河 市
総 和 町 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	猿 島 郡 総 和 町
境 町 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	猿 島 郡 境 町
五 霞 町 B & G 海 洋 セ ン タ ー	猿 島 郡 五 霞 町
取 手 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	取 手 市

附 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

茨城県公安委員会規則第 4 号

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成14年 3 月 7 日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例の施行期日を定める規則

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号）の施行期日は、平成14年 4 月 1 日とする。

茨城県公安委員会規則第 5 号

茨城県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則（平成 8 年茨城県公安委員会規則第 4 号）の全部を改正する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出の一般的手続）

第 2 条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に届出書を提出する場合には、正副 2 通の届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出書に係る自動販売機の設置場所又は販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

3 同時に 2 以上の自動販売機又は販売所について次のいずれかの届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの自動販売機又は販売所のうちいずれか 1 の自動販売機の設置場所又は販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りるものとする。

- (1) 第 5 条第 1 項の自動販売機による利用カード等の販売の廃止届出書
- (2) 第 5 条第 2 項の自動販売機による利用カード等の販売届出事項の変更届出書のうち、条例第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる事項又は第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項の変更に係るもの
- (3) 第 9 条第 1 項の利用カード等の販売の廃止届出書
- (4) 第 9 条第 2 項の利用カード等の販売業の届出事項の変更届出書のうち、条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる事項又は第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項の変更に係るもの

4 前項の規定により 2 以上の自動販売機若しくは販売所のうちいずれか 1 の自動販売機の設置場所若しくは販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して同項第 2 号若しくは第 4 号の届出書を提出する場合又は 1 の警察署の管轄区域内にある 2 以上の自動販売機若しくは販売所について同時に次条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項の届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされている書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1 部をこれらの届出書のいずれか 1 通に添付するものとする。

(自動販売機による利用カード等の販売業の届出)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による届出は、自動販売機による利用カード等の販売届出書（別記様式第 1 号）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 届出者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）
- (2) 届出者が法人である場合には、その定款、登記簿の謄本及び代表者に係る前号に掲げる書類
- (3) 自動販売機の設置場所の周囲の略図
- (4) 自動販売機の設置場所の平面図

(自動販売機による利用カード等の販売業の届出事項)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項第 6 号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人である場合には、その住所の電話番号
- (2) 法人である場合には、その主たる事務所の電話番号
- (3) 自動販売機設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(自動販売機による利用カード等の販売業の廃止又は変更の届出)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定による自動販売機による利用カード等の販売を廃止したときの届出は、自動販売機による利用カード等の販売の廃止届出書（別記様式第 2 号）を提出して行わなければならない。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による届出事項に変更があったときの届出は、自動販売機による利用カード等の販売届出事項の変更届出書（別記様式第 3 号）を提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(自動販売機への表示等)

第 6 条 条例第 5 条第 3 項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機の設置場所
- (2) 自動販売機により利用カード等を販売する者への連絡先

2 条例第 5 条第 3 項の規定による自動販売機への表示は、別記様式第 7 号により行うものとする。

3 条例第 5 条第 3 項の公安委員会規則で定める青少年が利用カード等を購入することのないようにするための措置は、利用カード等を購入しようとする者の年齢の確認を行うこととする。

(販売所による利用カード等の販売業の届出)

第 7 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、利用カード等の販売届出書 (別記様式第 4 号) を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 届出者が個人である場合には、その住民票の写し (外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)
- (2) 届出者が法人である場合には、その定款、登記簿の謄本及び代表者に係る前号に掲げる書類
- (3) 販売所の周囲の略図
- (4) 販売所の平面図

(販売所による利用カード等の販売業の届出事項)

第 8 条 条例第 6 条第 1 項第 6 号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人である場合には、その住所の電話番号
- (2) 法人である場合には、その主たる事務所の電話番号
- (3) 販売所の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(販売所による利用カード等の販売業の廃止又は変更の届出)

第 9 条 条例第 6 条第 2 項の規定による利用カード等の販売業を廃止したときの届出は、利用カード等の販売の廃止届出書 (別記様式第 5 号) を提出して行わなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項の規定による届出事項に変更があったときの届出は、利用カード等の販売業届出事項の変更届出書 (別記様式第 6 号) を提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、第 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(販売所への表示等)

第10条

1 第 6 条第 3 項の公安委員会規則で定める事項は、販売所の所在地とする。

2 条例第 6 条第 3 項の規定による販売所への表示は、別記様式第 8 号により行うものとする。

3 条例第 6 条第 3 項の公安委員会規則で定める青少年が利用カード等を購入することのないようにするための措置は、利用カード等の購入をしようとする者の年齢の確認を行うこととする。

(条例第 7 条第 1 項第 1 号アの公安委員会規則で定める施設)

第11条 条例第 7 条第 1 項第 1 号アの公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法 (昭和23年法律第26号) 第 1 条に規定する学校、第82条の 2 に規定する専修学校又は第83条第 1 項に規定する各種学校
- (2) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法 (昭和22年法律164号) 第 7 条に規定する児童福祉施設
- (4) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所 (患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)
- (5) 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第21条に規定する公民館
- (6) 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第 2 条第 1 項に規定する都市公園
- (7) 鉄道の駅舎 (旅客の乗降の用に供するものに限る。)
- (8) 博物館法 (昭和26年法律第285号) 第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第29条の規定により文部科学大臣

若しくは茨城県教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの

(9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第 1 項又は第 2 項の規定により設置された職業能力開発校のうち青少年を入学させるもの

(10) 別表に掲げる施設

（条例第 7 条第 1 項第 1 号イの公安委員会規則で定める地域）

第12条 条例第 7 条第 1 項第 1 号イの公安委員会規則で定める地域は、商業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第 1 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）以外の地域とする。

（条例第 7 条第 1 項第 1 号ウの公安委員会規則で定める地域）

第13条 条例第 7 条第 1 項第 1 号ウの公安委員会規則で定める地域は、商業地域以外の地域とする。

（利用カード等を購入できない旨等を明らかにする方法）

第14条 条例第 7 条第 3 項の規定により青少年が利用カード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用することができない旨を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあっては利用カード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用することができない旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあっては利用カード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用することができない旨を公衆のわかりやすいように音声により告げることとする。

（条例第11条の公安委員会規則で定める重大な不正行為）

第15条 条例第11条の公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第136条（販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第137条（販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第 2 項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第185から第187条まで、第224条、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第227条第 1 項（第224条又は第225条の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。）若しくは第 3 項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪のいずれかに当たる違法な行為
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第 1 項、第61条第 1 項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第 2 項の規定により適用される場合を含む。）又は第62条第 2 項（福祉に有害な場所における業務に係る部分に限るものとし、労働者派遣法第44条第 2 項の規定により適用される場合を含む。）の規定のいずれかに違反する行為
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 7 号（同項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。）又は第 9 号の規定のいずれかに違反する行為

附 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

別表（第11条関係）

種類	名 称	位 置
県 の 施 設	茨 城 県 立 青 少 年 会 館	水 戸 市
	茨城県立里美野外活動センター	久 慈 郡 里 美 村
	茨城県立白浜少年自然の家	行 方 郡 麻 生 町
	茨城県立中央青年の家	新 治 郡 新 治 村
	茨城県立さしま少年自然の家	猿 島 郡 境 町
	水 戸 市 少 年 自 然 の 家	水 戸 市
	水戸市梅香勤労青少年ホーム	水 戸 市

水戸市五軒勤労青少年ホーム	水 戸 市
茨城町立青少年共同宿泊研修所	東茨城郡茨城町
御前山村青少年旅行村	東茨城郡御前山村
笠間市勤労青少年ホーム	笠 間 市
岩間町海洋センター	西茨城郡岩間町
ひたちなか市那珂湊勤労青少年ホーム	ひ たち な か 市
ひたちなか市勝田勤労青少年ホーム	ひ たち な か 市
家和楽青少年の家	那珂郡山方町
水府海洋センター	久慈郡水府村
日立市会瀬青少年の家	日 立 市
日立市勤労青少年ホーム	日 立 市
高萩市勤労青少年ホーム	高 萩 市
北茨城市立茜平青少年の家	北 茨 城 市
北茨城市 B & G 海洋センター	北 茨 城 市
玉造町 B & G 海洋センター	行方郡玉造町
竜ヶ崎市勤労青少年ホーム	竜 ヶ 崎 市
いなしき青年の家	稲敷郡桜川村
土浦市青少年の家	土 浦 市
土浦市勤労青少年ホーム	土 浦 市
石岡市勤労青少年ホーム	石 岡 市
石岡海洋センター	石 岡 市
千代田町勤労青少年ホーム	新治郡千代田町
千代田海洋センター	新治郡千代田町
小川町 B & G 海洋センター	東茨城郡小川町
玉里海洋センター	新治郡玉里村
下妻ふるさと博物館	下 妻 市
下妻市勤労青少年ホーム	下 妻 市
八千代海洋センター	結城郡八千代町
水海道市青少年の家	水 海 道 市
水海道市勤労青少年ホーム	水 海 道 市
結城市勤労青少年ホーム	結 城 市
古河歴史博物館	古 河 市
古河市勤労青少年ホーム	古 河 市
総和町勤労青少年ホーム	猿島郡総和町
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町
五霞町 B & G 海洋センター	猿島郡五霞町
取手市勤労青少年ホーム	取 手 市

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

		※受 理 年月日		※受 理 番 号	
自動販売機による利用カード等の販売届出書					
茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第 5 条第 1 項の規定により届出を します。					
				平成 年 月 日	
茨城県公安委員会 殿		住 所			
		届出者			
		氏名又は名称		印	
自動販売機により 利用カード等を販 売しようとする者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	年 月 日生			
	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	都道 府県	市 郡	町 村	番地 号 (電話番号)
自動販売機の名称、 型式及び製造番号	名 称				
	型 式				
	製 造 番 号				
自 動 販 売 機 の 設 置 場 所		都道 府県	市 郡	町 村	番地 号 丁 目
販 売 開 始 予 定 年 月 日		平成 年 月 日			
利用カード等により 役務の提供を受 けることができる 営業所(事務所) の名称(呼称)及 び所在地(無店舗 型にあっては届出 事務所の所在地)	名 称 (呼 称)	店舗型 無店舗型(ツーショットダイヤル方式・伝言ダイヤル方式) その他の方式()			
	所 在 地	都道 府県	市 郡	町 村	番地 号 階 号室 (ビル・マンション)
自動販売機の設置 場所の提供者	氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)				
	住 所 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	都道 府県	市 郡	町 村	番地 号 (電話番号)

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 「名称(呼称)」欄には、無店舗型営業にあっては、広告又は宣伝をする場合に使用する呼称(当該呼称が
2 以上ある場合にあっては、それらの全部の呼称)を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

	※受 理 年月日		※受 理 番 号	
<p>自動販売機による利用カード等の販売の廃止届出書</p> <p>茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第 5 条第 2 項の規定により届出を します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>茨城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出者 氏名又は名称 印</p>				
自動販売機により 利用カード等を販 売する者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	年 月 日生		
	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	都道 市 町 府県 郡 村 丁目	番地 番 号 (電話番号)	
利用カード等によ り役務の提供を受 けることができる 営業所(事務所) の名称(呼称)及 び所在地	名 称 (呼 称)			
	所 在 地	都道 市 町 府県 郡 村 丁目	番地 番 号 (ビル・マンション) 階 号室	
自 動 販 売 機 設 置 場 所		都道 市 町 府県 郡 村 丁目	番地 番 号	
自 動 販 売 機 設 置 の 廃 止 年 月 日		平成 年 月 日		
販 売 廃 止 の 事 由				

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

	※受 理 年月日		※受 理 番 号	
<p>自動販売機による利用カード等の販売届出事項の変更届出書</p> <p>茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第 5 条第 2 項の規定により届出を します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>茨城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名又は名称 印</p>				
自動販売機により 利用カード等を販 売する者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	年 月 日生		
	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	都道 府県	市 町 郡 村 丁目	番地 番 号 (電話番号)
利用カード等によ り役務の提供を受 ける営業所 (事務 所) の名称 (呼称) 及び所在地	名 称 (呼 称)			
	所 在 地	都道 府県	市 町 郡 村 丁目 (ビル・マンション)	番地 番 号 階 号室
自 動 販 売 機 設 置 場 所		都道 府県	市 町 郡 村 丁目	番地 番 号
変 更 年 月 日		平成 年 月 日		
変 更 の 内 容	新			
	旧			
変 更 の 事 由				

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

		※受 理 年月日			※受 理 番 号		
利用カード等の販売届出書							
茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第 6 条第 1 項の規定により届出を します。							
平成 年 月 日							
茨城県公安委員会 殿							
住 所							
届出者							
氏名又は名称							
印							
利用カード等を販 売しようとする者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	年 月 日生					
	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	都道 府県	市 郡	町 村	丁目	番地 番 号)
販 売 所 の 名 称							
販 売 所 の 所 在 地		都道 府県	市 郡	町 村	丁目	番地 番 号	
販 売 開 始 予 定 年 月 日		平成 年 月 日					
利用カード等により 役務の提供を受け ることができる 営業所(事務所) の名称(呼称)及 び所在地(無店舗 型にあっては届出 事務所の所在地)	名 称 (呼 称)	店舗型 無店舗型(ツーショットダイヤル方式・伝言ダイヤル方式) その他の方式()					
	所 在 地	都道 府県	市 郡	町 村	丁目	番地 番 号 階 号室	(ビル・マンション)
販売所設置場所の 提供者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	年 月 日生					
	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	都道 府県	市 郡	町 村	丁目	番地 番 号)

備考 1 ※印の欄には記載しないこと。

2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 「名称(呼称)」欄には、店舗型営業につき、広告又は宣伝をする場合に使用する呼称(当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称)を記載すること。

4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 5 号 (第 9 条関係)

	※受 理 年月日		※受 理 番 号	
<p>利用カード等の販売の廃止届出書</p> <p>茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第 6 条第 2 項の規定により届出を します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>茨城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
利用カード等を販 売する者	(ふりがな) 氏 名 <small>(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)</small>	年 月 日生		
	住 所 <small>(法人にあっては、主 たる事務所の所在地)</small>	都道 市 町 府県 郡 村 丁目	番地 番 号 (電話番号)	
利用カード等によ り役務の提供を受 けることができる 営業所(事務所) の名称(呼称)及 び所在地	名 称 (呼 称)			
	所 在 地	都道 市 町 府県 郡 村 丁目	番地 番 号 (ビル・マンション) 階 号室	
利用カ ー ド 等 販 売 所 の 所 在 地		都道 市 町 府県 郡 村 丁目	番地 番 号	
販 売 廃 止 年 月 日				
販 売 廃 止 の 事 由				

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 6 号 (第 9 条関係)

	※受 理 年月日		※受 理 番 号	
<p>利用カード等の販売届出事項の変更届出書</p> <p>茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第 6 条第 2 項の規定により届出を します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>茨城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名又は名称 印</p>				
利用カード等を販 売する者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)		年 月 日生	
	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	都道 市 町 番地 府県 郡 村 丁目 番 号 (電話番号)		
利用カード等によ り役務の提供を受 ける営業所(事務 所)の名称(呼称) 及び所在地	名 称 (呼 称)			
	所 在 地	都道 市 町 番地 府県 郡 村 丁目 番 号		
利 用 カ ー ド 等 販 売 所				
変 更 年 月 日		平成 年 月 日		
変 更 の 内 容	新			
	旧			
変 更 の 事 由				

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 7 号 (第 6 条関係)

この表示は、茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例の規定により定められたものです。

自動販売機の設置場所		
利用 カ ー ド 等 販 売 者	氏名又は名称	
	住 所	
	連絡先の電話番号	
<p>青少年（18歳未満）の方はこの利用カード等を購入したり，テレホンクラブ営業を利用することができません。</p>		

備考 大きさは、おおむね縦15cm横10cmとする。

別記様式第 8 号 (第10条関係)

この表示は、茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例の規定により定められたものです。

販 売 所 の 所 在 地		
利 用 カ ー ド 等 販 売 者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
青少年 (18歳未満) の方はこの利用カード等を購入したり、テレホンクラブ営業を利用することができません。		

備考 大きさは、おおむね縦15cm横10cmとする。

告 示

茨城県告示第210号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成17年3月6日である。

平成14年3月7日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
平 間 病 院	下妻市江2051番地

茨城県告示第211号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第3条の救急医療協力病院の開設者から次のとおりその所在地を変更した旨届出があったので告示する。

平成14年3月7日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
医療法人 永慈会 永井ひたちの森病院	日立市小木津町1020番地	日立市小木津町966番地

茨城県告示第212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、下記のとおり変更届出があったので、告示する。

平成14年3月7日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更年月日
中嶋メディカルサプライ株式会社	たんぼぼ	茨城県久慈郡里美村小菅上原404番地3	福祉用具貸与	(事業所の名称) たんぼぼ 水戸営業所 (事業所の所在地) 茨城県那珂郡那珂町菅谷4521番地15 (介護保険事業所番号) 0873300677	平成14年 3月1日

茨城県告示第213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に

供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 良三郎

(2) 住所

栃木県小山市大字卒島1293番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品常陸大宮店

那珂郡大宮町泉字中村田521- 6 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,000㎡

(変更後) 2,595㎡

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 午後 9 時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時～午後 9 時

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時～午後 9 時

(3) 変更する年月日

上記(2)ア 平成14年10月24日

上記(2)イ, ウ, エ 平成14年 2 月25日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 良三郎

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 156台

(イ) 駐輪場の収容台数 30台

(ウ) 荷さばき施設の面積 62㎡

(ニ) 廃棄物等の保管施設の容量 30㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前 9 時

(イ) 駐車場の出入口の数

5 箇所

3 届出年月日

平成14年 2 月18日

~~~~~

#### 茨城県告示第214号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 8 の項中「2.85%」を「3.05%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は、平成14年 2 月20日以後に承認を受けた農業近代化資金等利子補給について適用し、同日前に承認を受けた農業近代化資金等利子補給については、なお従前の例による。

~~~~~

茨城県告示第215号

昭和52年 4 月 1 日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）別表 8 の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し、平成14年 2 月20日以後に承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給について適用し、同日前に承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給については、なお従前の例による。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

表中「2.85%」を「3.05%」に改める。

~~~~~

#### 茨城県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営ほ場整備事業玉川下流地区（第 2 換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年 3 月 8 日から  
平成14年 4 月 5 日まで

## 3 縦覧の場所

大宮町役場

**茨城県告示第217号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営ほ場整備事業玉川下流地区（第7換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成14年 3 月 8 日から

平成14年 4 月 5 日まで

## 3 縦覧の場所

大宮町役場

**茨城県告示第218号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分をした年月日 平成14年 2 月27日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商 号 白田工建株式会社
- (2) 所 在 地 真壁郡真壁町大字東矢貝683番地
- (3) 代表者の氏名 白田 唯雄
- (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般・特-11）第11392号

## 3 処分の内容

建設業の営業の全部停止（平成14年 3 月13日から平成14年 3 月26日間まで 2 週間）

## 4 処分の原因となった事実

- (1) 一括下請負
- (2) 主任技術者の専任義務違反
- (3) 現場代理人の常駐義務違反
- (4) 工事経歴書の虚偽記載
- (5) 経営事項審査時の提出書類の虚偽記載

**茨城県告示第219号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 3 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立山方線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                       | 旧新の別    | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|------|------|
| 久慈郡水府村大字東染 1 番 1 地先から<br>久慈郡水府村大字東染1406番地先まで<br>久慈郡水府村大字東染2841番地先から<br>久慈郡水府村大字東染1406番地まで | (A)     | 最大 34.0 | 582  |      |
|                                                                                           |         | 最小 6.5  |      |      |
|                                                                                           | (B)     | 最大 31.0 | 324  |      |
|                                                                                           |         | 最小 11.5 |      |      |
| 久慈郡水府村大字東染2841番地先から<br>久慈郡水府村大字東染1406番地先まで                                                | 新 (B)   | 最大 31.0 | 324  | 旧道移管 |
|                                                                                           |         | 最小 11.5 |      |      |
| 久慈郡水府村大字東染1454番 2 地先から<br>久慈郡水府村大字東染3473番地先まで                                             | 旧 (A)   | 最大 19.0 | 96   |      |
|                                                                                           |         | 最小 5.5  |      |      |
|                                                                                           | (B)     | 最大 21.0 | 76   |      |
|                                                                                           |         | 最小 15.5 |      |      |
| 新 (B)                                                                                     | 最大 21.0 | 76      | 旧道移管 |      |
|                                                                                           | 最小 15.5 |         |      |      |

茨城県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 3 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部藤代線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                                                               | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長 | 摘 要            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|-----|----------------|
| 稲敷郡茎崎町大字上岩崎字日枝西<br>1155番 1 地先から<br>稲敷郡茎崎町大字上岩崎字分免<br>262番 3 地先まで<br>稲敷郡茎崎町大字上岩崎字日枝西<br>1147番 1 地先から<br>稲敷郡茎崎町大字上岩崎字分免<br>262番地先まで | (A)   | 最大 13.5 | 620 |                |
|                                                                                                                                   |       | 最小 4.5  |     |                |
|                                                                                                                                   | (B)   | 最大 34.0 | 580 |                |
|                                                                                                                                   |       | 最小 13.5 |     |                |
| 稲敷郡茎崎町大字上岩崎字日枝西<br>1147番 1 地先から<br>稲敷郡茎崎町大字上岩崎字分免<br>262番地先まで                                                                     | 新 (B) | 最大 34.0 | 580 | 旧道移管及び<br>区域除外 |
|                                                                                                                                   |       | 最小 13.5 |     |                |

## 茨城県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 3 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江戸崎阿見線
- 3 道路の区域

| 区 間                                               | 旧新の別  | 敷地の幅員           | 延 長           | 摘 要 |
|---------------------------------------------------|-------|-----------------|---------------|-----|
| 稲敷郡阿見町大字曙151番78地先から<br>稲敷郡阿見町岡崎 1 丁目 1 番 1 号地先まで  | 旧 (A) | メートル<br>最大 12.0 | メートル<br>1,124 |     |
| 稲敷郡阿見町大字曙151番78地先から<br>稲敷郡阿見町岡崎 3 丁目 14 番 5 号地先まで |       | 最小 6.5          |               |     |
| 稲敷郡阿見町大字曙151番78地先から<br>稲敷郡阿見町岡崎 3 丁目 14 番 5 号地先まで | 新 (B) | 最大 40.0         | 1,090         |     |
| 稲敷郡阿見町大字曙151番78地先から<br>稲敷郡阿見町岡崎 3 丁目 14 番 5 号地先まで |       | 最小 18.0         |               |     |

## 茨城県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 3 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 下桧沢上小瀬線
- 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字上小瀬字塙2538番 1 地先から  
那珂郡緒川村大字上小瀬字塙5450番 7 地先まで  
那珂郡緒川村大字上小瀬字和久5440番 1 地先から  
那珂郡緒川村大字上小瀬字和久5440番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 3 月 10 日

## 茨城県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 3 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 高崎岩井線
- 2 供用開始の区間 岩井市大字幸田字天神下356番 1 から  
岩井市大字幸田字迎地941番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 3 月 7 日

**茨城県告示第224号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

龍ヶ崎市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久都市計画公園事業

6・5・001号 龍ヶ崎市総合運動公園

## 3 事業施行期間

平成14年 3 月 7 日から

平成20年 3 月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

龍ヶ崎市中里 2 丁目及び 3 丁目並びに松ヶ丘 2 丁目並びに貝原塚町字南原田並びに八代町字向原地内

## (2) 使用の部分

なし

**茨城県告示第225号**

昭和56年 4 月 1 日茨城県告示第486号の 3 で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成14年 3 月11日から施行する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 2 収納代理金融機関 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

「 株式会社足利銀行古河東支店 | 古河市東 4 丁目 1 番26号 | 」を

「 株式会社足利銀行古河支店古河東出張所 | 古河市東 4 丁目 1 番26号 | 」に改める。

(選挙管理委員会)

**茨城県選挙管理委員会告示第16号**

平成14年第 3 回定例会を次のとおり招集する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

## 1 日時

平成14年 3 月14日 (木)

午前11時

## 2 場所

水戸市笠原町978番 6  
茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議題

- (1) 投票率向上対策検討会議 (仮称) について
- (2) 第 5 回定例会の日程について
- (3) 市町村選挙の結果について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について

---

## 公 告

---

**●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年 4 月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成14年 2 月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 市民のための健康・医療ネットワーク

## 3 代表者の氏名

長谷川 鎮 雄

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市大字倉掛720番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象に、市民の健康増進につながる医療に関わるネットワークづくりを推進することにより、市民の健康増進に寄与し、生き生きとした日常生活の営みに貢献することを目的とする。

**●茨城県林業展示施設の指定**

茨城県林業展示施設設置要項 (昭和49年茨城県告示第719号) 第 3 条の規定に基づき、茨城県林業展示施設を次のとおり指定した。

平成14年 3 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 種 類        | 位 置                               | 面 積    | 所 有 者   | 樹 種<br>林 齢  | 指 定 期 間                          |
|------------|-----------------------------------|--------|---------|-------------|----------------------------------|
| 優良材<br>生 産 | 高萩市大字大能字塩見坂<br>1055-3, 4, 5, 6, 7 | 0.69ha | 大 部 享 克 | ス ギ<br>40 年 | 平成14年 2 月19日から<br>平成19年 2 月20日まで |

## ( 企 業 局 )

## ●阿見東部工業団地の造成工場敷地の譲受人の公募について

阿見東部工業団地の造成工場敷地について、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号。以下「法」という。）第21条の規定に基づきその譲受人を次により公募します。

平成14年 3 月 7 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 石 川 哲 夫

## 1 分譲する造成工場敷地の所在地

茨城県稲敷郡阿見町大字上条・飯倉地内

## 2 分譲面積等

| 画 地        | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 分譲価格 (円/m <sup>2</sup> ) |
|------------|-----------------------|--------------------------|
| 第 1 号 画 地  | 34,141                | 39,300                   |
| 第 2 号 画 地  | 11,549                | 35,700                   |
| 第 3 号 画 地  | 9,411                 | 27,500                   |
| 第 4 号 画 地  | 34,081                | 38,400                   |
| 第 5 号 画 地  | 33,394                | 40,100                   |
| 第 7 号 画 地  | 51,307                | 41,500                   |
| 第 8 号 画 地  | 7,417                 | 41,300                   |
| 第 9 号 画 地  | 6,392                 | 40,400                   |
| 第 10 号 画 地 | 6,278                 | 40,400                   |
| 第 11 号 画 地 | 6,300                 | 40,400                   |
| 第 12 号 画 地 | 7,626                 | 41,300                   |
| 第 13 号 画 地 | 10,904                | 35,300                   |
| 第 14 号 画 地 | 14,871                | 37,700                   |
| 第 15 号 画 地 | 30,578                | 40,100                   |
| 第 16 号 画 地 | 33,969                | 38,400                   |
| 第 17 号 画 地 | 37,734                | 40,100                   |
| 第 18 号 画 地 | 33,995                | 41,500                   |
| 第 19 号 画 地 | 33,507                | 38,100                   |
| 第 20 号 画 地 | 22,602                | 40,100                   |
| 第 21 号 画 地 | 29,274                | 35,300                   |

3 分譲価格帯等 27,500円/m<sup>2</sup>～41,500円/m<sup>2</sup>

(開発関連事業負担金 5,500円/m<sup>2</sup>を含む)

## 4 譲渡条件

- (1) 法第22条に規定する資格を有すること。
- (2) 法第18条の 2 の規定に基づく処分管理計画によること。

## 5 申込書受付期間

平成14年 3 月22日 (金) ~ 3 月29日 (金) まで (但し, 土日祝祭日は除く)

なお, 当該期間に応募が無かった画地については, 受付を毎月末に締切り, 申込者の中から審査・選考のうえ譲受人を決定します。

## 6 公募要領の公布及び申込み受付場所

水戸市笠原町978番 6

茨城県企業局企画経営室

※ 郵送不可

## 7 申込に必要な書類

公募要領に定める「造成工場敷地譲受申込書」及び添付書類

## 8 問合先

茨城県企業局企画経営室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

029-301-4938 (直通)

茨城県商工労働部企業誘致推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

029-301-3533 (直通)

茨城県企業立地推進東京本部

〒100-0004

東京都千代田区大手町 2 - 6 - 2

日本ビル 5 F

03-3243-0845 (直通)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 060円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)